

○産業建設委員長報告

産業建設委員会委員長 谷 崎 徹

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第96号 鳴門市観光情報センターに係る指定管理の指定について」ほか請願1件であります。

当委員会は去る12月10日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第96号 鳴門市観光情報センターに係る指定管理者の指定について」であります。鳴門市観光情報センターの指定管理者に指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、今回から指定期間が3年から5年に変更された経緯についての質疑があり、理事者からは、指定管理者制度のこれまでの9年間の実績から長期間の方がより指定管理の目的に沿った運営を行えると判断し、変更したとの説明がありました。

次に、委員からは、指定期間を5年に延長したことによる単年度のチェック体制の強化の必要性についての意見がありました。理事者からは、進行管理も含めた協定書での確認、指定管理者との連絡調整を強化し、現地の状況を踏まえ、適切な指導を行っていききたいとの説明がありました。

また、指定管理候補者選定委員会までの準備が不十分ではないかとの意見がありました。理事者からは、懸案事項については募集前に精査し、事業者に公平に示し、市の意向を把握した上で事業計画書を作成してもらうことは必然だと思うので、今後の募集要項作成に活かせるよう対応していきたいとの説明がありました。

また、委員からは、指定管理期間中に問題が発生した場合の対応

について、行政として適切な指導をするべきであるので、今後強化、徹底してほしいとの要望がありました。

また、今回上程されている指定管理者の指定についての議案の中には委託で十分対応できる施設があるため、指定管理を行うのが適切な施設、委託事業で十分対応できる施設の洗い出しをしてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。